

福岡市交通局指定広告代理店の募集について（随時募集）

福岡市交通局が所有または管理する広告媒体を取り扱う福岡市交通局指定広告代理店（以下、「指定代理店」という。）について、下記のとおり追加の申請を受け付けます。

【指定代理店 随時募集応募要項】

1 指定期間

指定日から 2022 年 3 月 31 日まで（最大 3 年間）

2 指定代理店の業務

- (1) 広告の募集, 申込
- (2) 広告物の掲出及び撤去業務
- (3) 広告に関する管理業務
- (4) その他付帯業務

3 指定代理店の要件

- (1) 資本金又は自己資本の額の合計が 100 万円以上であること。広告の募集業務を行うに十分な資力及び信用を有すること。
- (2) 5 年以上交通広告業を営むこと。
- (3) 福岡市に本・支店または営業所の有すること。

4 応募に必要な書類

- (1) 福岡市交通局指定広告代理店指定申請書（様式 1）
- (2) 添付書類
 - ① 商業登記簿謄本
 - ※申請書提出日から遡って 2 か月以内に発行されたものとする。
 - ※原本を提出すること。
 - ② 営業所一覧表
 - ③ 市町村税の滞納がないことの証明書
 - ※本市の各区役所課税課で発行
 - ※「市税に係る徴収金（本税及び延滞金等）に滞納がないことの証明」がなされて

いるものを提出すること。

※発行日時点において、直近のもので証明できるものを提出すること。

※申請書提出日から遡って2か月以内に発行されたものとする。

※原本を提出すること。

- ④ 業務経歴書
- ⑤ 直近の決算2年分における財務諸表（貸借対照表，損益計算書，株主資本等変動計算書）
- ⑥ 委任状（様式2） ※本市に本店を有する者は除く
- ⑦ 印鑑証明書
※申請書提出日から遡って2か月以内に発行されたものとする。
※原本を提出すること。
- ⑧ 使用印鑑台帳届（様式3）
※商号，役職名が含まれた代表者の印鑑を使用印とすること。
※会社印（角印）は使用できないもの。
- ⑨ 広告業務からの暴力団排除における申請者名簿（様式4）

なお，（1）及び（2）の⑥，⑧，⑨は所定の様式があります。

5 指定代理店の義務等

- （1）交通局と広告募集等委託契約を締結することとなります。
- （2）保証金として100万円を納入してください。
- （3）関係法令，交通局の定める広告取扱規程及び要領等，広告募集等委託契約並びに局の指示事項を遵守してください。

6 応募書類受付

応募書類は，持参にて提出してください。提出の際は，あらかじめ下記提出先にご連絡ください。なお，応募書類は返却いたしません。

- （1）受付時間
平日9時30分～17時00分（12時～13時を除く。）
- （2）提出先
福岡市交通局 総務部 広告・駅ナカ事業課 広告販売係
〒810-0041 福岡市中央区大名2丁目5番31号（交通局庁舎6階）
電話番号：092-732-4194
Eメール：fc_kokoku01@gem.bbiq.jp

7 福岡市交通局指定広告代理店の指定要領，申請書等の様式

下記要領や様式については、担当者までお問い合わせください。

- ・福岡市交通局指定広告代理店の指定要領
- ・福岡市交通局広告指定代理店指定申請書（様式1）
- ・委任状（様式2）
- ・使用印鑑台帳届（様式3）
- ・広告業務からの暴力団排除における申請者名簿（様式4）

8 問合せ先

福岡市交通局 総務部 広告・駅ナカ事業課 広告販売係

〒810-0041 福岡市中央区大名2丁目5番31号（交通局庁舎6階）

電話番号：092-732-4194

Eメール：fc_kokoku01@gem.bbiq.jp

福岡市交通局指定広告代理店の指定要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、福岡市交通局（以下「局」という。）が、福岡市交通局広告取扱規程（以下「広告取扱規程」という。）等に定める広告（以下「広告」という。）の募集等業務を行わせる広告代理店（以下「指定代理店」という。）の指定に関する要領を定めるものとする。

(指定代理店の要件)

第2条 指定代理店は、次の各号に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 資本金又は自己資本の額の合計が100万円以上であること。広告の募集業務を行うに十分な資力及び信用を有すること。
 - (2) 5年以上交通広告業を営むこと。
 - (3) 福岡市に本・支店または営業所の有無
 - (4) その他交通事業管理者が定める要件
- 2 継続して申請を行った者については、前項に規定する要件に加えて、直近の指定期間中における広告の販売見込額が、審査時点で一定金額（税込で1,500万円、又は指定代理店総販売額の0.5%のうち金額が少ない方）を満たすことを要件とする。

(指定申請できない者)

第3条 次に掲げる者は、指定を申請することができない。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4に規定する者
- (2) 市町村税を滞納している者
- (3) 役員が福岡市暴力団排除条例（平成22年福岡市条例第30号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者
- (4) その他交通事業管理者が定める資格を有しない者

(申請の要領)

第4条 指定代理店の指定を受けようとする者は、福岡市交通局広告指定代理店指定申請書（様式1）に次の各号に掲げる書類を添付して、局に申請しなければならない。

- (1) 商業登記簿謄本
 - (2) 営業所一覧表
 - (3) 市町村税の滞納がないことの証明書
 - (4) 業務経歴書
 - (5) 直近の決算2年分における財務諸表
 - (6) 委任状（様式2）
 - (7) 印鑑証明書
 - (8) 使用印鑑台帳（様式3）
 - (9) 広告業務からの暴力団排除における申請者名簿（様式4）
 - (10) その他必要な書類
- 2 前項各号に掲げる書類のうち、交通事業管理者が必要でないとするものについては、提出を省略することができる。
- 3 指定代理店は、申請内容に変更があったときは、変更届（様式5）に必要書類を添えて、速やかに提出しなければならない。

(指定期間)

第5条 局は、3年ごとに指定代理店の指定を行う。3年の指定期間中に新規の代理店から追加の申請を受けたときは、その度審査を行い、指定を決定した場合は、指定期間の末日を他の指定代理店と同日とする。

(指定通知書)

第6条 審査の結果、指定を決定した者には、指定代理店指定通知書により通知する。

(広告募集等委託契約)

第7条 交通事業管理者は指定代理店として登録された者と広告の募集等に関する基本的な事項を定めた契約(以下「広告募集等委託契約」という。)を締結するものとする。

2 交通事業管理者は、指定代理店が第11条の規定に基づき指定の決定を取り消されたときは、広告募集等委託契約を解除する。

3 広告募集等委託契約を締結した指定代理店を福岡市交通局広告指定代理店と称する。

(保証金)

第8条 第6条の規定により通知を受けた指定代理店は、直前の指定期間における納金額に応じ、次の区分に従って保証金を納付しなければならない。

(1) 広告料の年間納金額が1億円以上の者 300万円

(2) 広告料の年間納金額が3,000万円以上1億円未満の者 200万円

(3) 広告料の年間納金額が3,000万円未満の者又は
新規に指定代理店となった者 100万円

2 保証金は、無利子とし、指定代理店の指定期間終了後に全額を返還するものとする。

ただし、広告料金等に未納がある場合は、これに充当し、残額を返還するものとする。

3 保証金の納付は、局の指示に従い、指定通知書交付後すみやかに行うものとする。

(業務)

第9条 指定代理店は、広告の募集業務を行うと共に、募集し応募があった広告について、広告取扱規程等による広告掲出許可(以下「許可」という。)を受けなければならない。

(指定代理店の責務等)

第10条 指定代理店は、局の広告業務の健全な発展に寄与するよう努めなければならない。

2 指定代理店は、関係法令、局の定める広告取扱規程及び要領等、広告募集等委託契約並びに局の指示事項を遵守し、善良なる管理者の注意をもって広告を取り扱わなくてはならない。

3 交通事業管理者は、前2項の規定に反した指定代理店に対して、改善を指示することができる。

4 交通事業管理者は、指定代理店の業務状況等を知る必要があると認めるときは、指定代理店に対し営業に関する書類等の提出をさせることができる。

(指定代理店の指定停止又は取消し)

第11条 交通事業管理者は、指定代理店が次の各号に該当するときは、指定代理店の指定を停止又は取消すことができる。

(1) 第2条に定める要件を欠いたとき

(2) 第3条第1号、第2号に定める事項

(3) 第8条に定める保証金を支払わないとき

(4) 第10条第3項に規定する局の指示を受けたにもかかわらず、広告取扱者に改善が認められないとき

(5) 指定代理店から指定の取消しの申出があったとき

(6) その他指定代理店において重大な信義則違反があったとき

2 交通事業管理者は、前項により指定代理店の指定を取消したとき又は停止したときは、当該指定代理店へ通知する。

3 指定代理店の指定停止の場合の既存取扱い媒体については、継続取扱い可とする。

(補則)

第12条 この要領に定めがない事項又はこの要領によりがたい事項については、必要に応じて交通事業管理者が定める。

付 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

福岡市交通局指定広告代理店指定申請書

年 月 日

福岡市交通事業管理者 様

所 在 地

商号または名称

代表者氏名

印

(実印)

2019年4月1日から2022年3月31日までの福岡市交通局指定広告代理店の指定を受けたいので、下記事項について相違ないことを誓約し、福岡市交通局指定広告代理店の指定要領を承知のうえ指定申請いたします。

なお、本誓約内容の確認のため、役員名簿を提出し、警察への照会確認されても異議を申し立てません。

また、指定を受けた場合は、福岡市交通局が定める事項を遵守することを誓約いたします。

- ・福岡市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員（以下、「暴力団員」という。）が代表者又は役員となっている法人等ではありません。
- ・福岡市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団又は暴力団と密接な関係を有する次に掲げる法人等ではありません。
- ・暴力団員が経営に事実上参加している法人等ではありません。
- ・暴力団員の親族等が代表取締役、理事長を務めているが、実質的には当該暴力団員がその運営を支配している法人等ではありません。
- ・暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している法人等ではありません。
- ・暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している法人等ではありません。
- ・暴力団（員）に経済上の利益や便宜を供与している法人等ではありません。
- ・役員等が暴力団（員）と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している法人等ではありません。

委 任 状

年 月 日

福岡市交通事業管理者 様

所 在 地

商号または名称

代表者氏名

印

(実印)

私は、つぎの者を代理人として定め、福岡市交通局との下記事項に関する権限を委任します。

記

1 代理人

所 在 地

商号または名称

役 職 ・ 氏 名

2 委任事項

福岡市交通局指定広告代理店に関する一切の件

3 委任期間

2019年4月1日から2022年3月31日まで

使 用 印 鑑 届

年 月 日

福岡市交通事業管理者 様

所 在 地
商号または名称
代 表 者 氏 名

印
(実印)

つぎの印鑑を福岡市交通局との取引に関連し生ずる一切の事項に使用する印鑑としてお届けします。

1 使用印鑑

交通局との取引に使用する印



2 使用期間

2019年4月1日から2022年3月31日まで

申請者名簿

所在地
 商号または名称
 代表者氏名

(実印)

区分	氏名カナ (半角カナ, 姓と名は半角スペースで分ける)	氏名 (姓と名は全角スペースで分ける)	生年月日				性別 男性:M 女性:F
			元号 大正:T 昭和:S 平成:H	年	月	日	
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							

収集した個人情報については、当該事務に関して警察本部への照会確認に限り使用し、その他の目的には一切使用しません。

※入力上の留意点

- 1 役員全員を記載すること。
- 2 外国人で日本名もある場合は、各々一列に入力すること。
- 3 アルファベット氏名はカタカナで入力すること。
- 4 常用漢字ではない文字が氏名に使用されている場合は、簡体字を当てるか、空白としてください。